

---

タイにおける

# 著作権侵害対策

---

ハンドブック

---

平成 24 年 3 月  
文化庁

---

### 【本ハンドブックについて】

本ハンドブックは、情報提供のみを目的としております。権利執行等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします。掲載した情報は、平成 23 年 12 月時点で把握しているものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではありません。

### 第三章 インターネット上の著作権侵害に関するインターネットサービスプロバイダ等に対する権利行使

本章では、タイにおけるインターネット上の著作権侵害について、侵害の現状、侵害に対する対処方法、侵害抑止に向けて現在検討されている法律改正等の取組みについて紹介します。なかでも、実務上、インターネットサービスプロバイダに対して著作権侵害サイトの削除を要請することが一般的であることから、この点を中心に解説させていただきます。

#### 1. タイにおけるインターネット上の著作権侵害の現状

タイにおけるインターネット利用状況とインターネット上の著作権侵害の現状、また、タイ国民の著作権に対する意識について教えてください。

インターネット利用者人口の増大は世界的な現象ですが、タイもその例外ではなく、2009年末時点において、人口の約30%に当たる1830万人もの人々がインターネットを利用しています<sup>10</sup>。同国には、20以上のインターネットサービスプロバイダが存在しています。インターネットのユーザーは、4つのチャネル（ダイヤルアップ・ハイスピード／ブロードバンド・ADSL・3G）を通してインターネットに接続しています。インターネットを利用した市場は急速に拡大しており、例えばゲーム市場全体の80%以上をオンラインゲームが占めるに至っているほどです。

以上のようなインターネット利用の急速な拡大に応じて、インターネット上における著作権侵害行為が急増しています。インターネット上で利用できる音楽コンテンツの約90%は違法であるという統計もあります<sup>11</sup>。タイの多くの消費者は、ハードコピーとしての著作物の購入を行うことなく、インターネット上でコンテンツを違法にダウンロードして利用しています。このような状況の中、米国通商代表部は、タイを「優先監視国」に位置付けて監視を強めており、国際知的財産権連盟も、タイ政府に対して、適切な対策をとるよう要求してきています。

<sup>10</sup> タイ国立電子コンピュータ技術センター（NECTEC）の統計より  
<http://internet.nectec.or.th/webstats/internetuser.iir?Sec=internetuser>

<sup>11</sup> 国際知的財産権連盟（IIPA）『2011年版スペシャル301条報告書』116頁。2011年11月30日に、タイ・エンターテインメント・コンテンツ協会（TECA）を訪問し、そこで彼らが独自に作成した資料にもその旨の記載あり。

## (1) インターネット上の著作権侵害によって影響を受ける産業

タイにおけるインターネット上の著作権侵害は、現在、様々な産業分野において、あらゆるタイプのコンテンツについて起こっているため、影響を受けない産業は存在しないといっても過言ではありません。例えば、音楽や映画といった著作権侵害が日々発生する典型的分野だけでなく、着メロ・ゲームの分野での著作権侵害や、スキャンを用いての書籍分野においても著作権侵害が発生しています。ちなみに、音楽の分野では、オンライン上での著作権侵害が市場の 90%を構成しており、違法な音楽のダウンロードサービスを専ら提供しているウェブサイトがタイ国内で 4000 以上存在するといわれています<sup>12</sup>。

## (2) インターネット上の著作権侵害の態様

現在、タイにおいては、以下の各手段を利用した侵害事案が多く発生しています。

- ・ P2P

- ・ ディープリンクサイト

これらは、いずれも映画をインターネット上で広く配信する手段として利用されています。

- ・ ビットトレントサイト／トラッカーサイト

これらは、いずれも映画やテレビ番組等のコンテンツの配信を促進するために利用されています。タイには、100 以上のビットトレントサイトがあり、ビューワーユーザーとメンバーユーザー（200～3,000THB のメンバーシップ料金を支払って多くのコンテンツをダウンロードできるユーザー）の 2 種類のユーザーが存在します。

- ・ 電子掲示板

著作権侵害物のアップロード・配信に利用されております。広告によって支援を受けている電子掲示板も存在します。

- ・ フリーソーシャルネットワーキングサイト

- ・ ブログ

- ・ サイバー・ロッカー

---

<sup>12</sup> 国際知的財産権連盟（IIPA）『2011 年版スペシャル 301 条報告書』116 頁。同『2010 年版スペシャル 301 条報告書』324 頁。

- ・ライセンスを受けていないゲームルームやカフェを利用した著作権侵害ゲームソフトウェアの配信

### (3) 著作権制度へのタイ国民の意識

タイの消費者の多くは、著作権制度が公衆一般に関係するとの認識を未だ十分に持っていません。そのため、タイにおいては、これまでに以下に示す公私の団体による教育・啓発活動が行われています。

(教育・啓発活動を行ってきた団体の例)

- ・ 商務省
- ・ 知的財産庁 (DIP)
- ・ タイ・エンターテインメント・コンテンツ協会 (TECA)
- ・ バンコク大学
- ・ 王立タイ警察
- ・ 米国映画協会 (MPAA)
- ・ バンコクファッション協会

## 2. インターネット上の著作権侵害に対応するための法制度

インターネット上の著作権侵害に関するタイの現行法制度はどのようなものですか。また、インターネットサービスプロバイダに対する法規制の現状を教えてください。

### (1) インターネット上の著作権侵害に対する法規制の現状

タイでは、現時点において、インターネット上の著作権侵害に対処するための特別法は制定されていません。タイにおいては、日本における「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)に対応する法律がありません。したがって、インターネット上の著作物利用及び著作権侵害に対しては、通常の著作物と同様に、著作権法による規制が適用されます。具体的には、著作財産権による規制(複製権・上映権・演奏権・公衆送信権・送信可能化権・展示権・翻案権等)、著作者人格権による規制(公表権・氏名表示権・同一性保持権等)がなされます。

## (2) インターネットサービスプロバイダに対する法規制の現状

著作権侵害物がインターネットサービスプロバイダの管理するサーバー上に複製・アップロードされた場合には、当該複製・アップロードを行った個人が著作権侵害の主体となります。他方で、インターネットサービスプロバイダは、法的責任を負うものとはされておらず、著作権侵害サイトの削除や発信者情報の開示を義務付けられることもありません。このことは、P2Pのようなファイル交換ソフトの場合であっても、クラウドコンピューティングの場合であっても異なることはありません。

## (3) 現状の法制度への評価

現状の法制度は、本章「1. タイにおけるインターネット上の著作権侵害の現状」でみたようなインターネット上の著作権侵害に関するタイの現状に鑑みると十分なものであるとはいえません。このように、法律が未整備なために、タイにおけるインターネット上の著作権侵害対策は必ずしも十分なものとはいえませんが、全く手立てがないわけではなく、業界団体による著作権侵害サイト削除の働きかけや、著作権法に基づく警察による強制捜査が行われることもあります。詳細は、本章「3. 著作権侵害に対する対処方法」にて述べます。

## (4) 著作権関連条約への加入状況

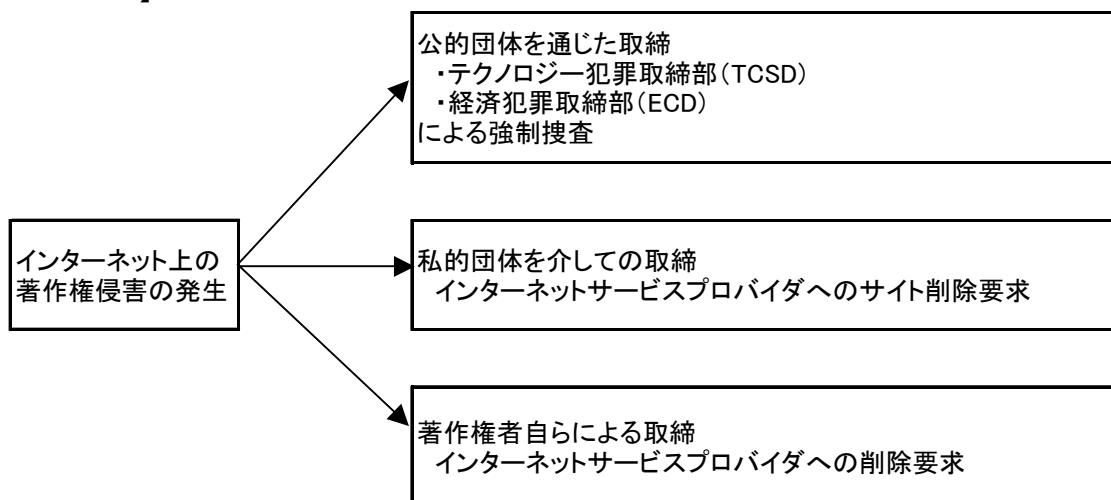
タイは、WIPO 著作権条約 (WCT) 及び WIPO 実演・レコード条約 (WPPT) のいずれにも加入していません。しかしながら、現在、両条約への加盟に向けた法改正が検討されています。

### 3. 著作権侵害に対する対処方法

タイにおいて、インターネット上の著作権侵害の被害を受けた場合、同国の現行法制度下において、どのような対処を行うことができますか。

インターネット上の著作権侵害の被害を受けた場合、タイにおいては、必ずしも法的基礎があるわけではありませんが、①公的団体（王立タイ警察のテクノロジー犯罪取締部（TCSD）及び経済犯罪取締部（ECD）を通じた刑事責任追及、②私的団体（例としてタイ・エンターテインメント・コンテンツ協会（TECA））を介してのインターネットサービスプロバイダに対する著作権侵害サイト削除の要求（①②については本項「3. 著作権侵害に対する対処方法」及び「4. インターネットサービスプロバイダによる著作権侵害サイト削除」参照）、③著作権者自らによるインターネットサービスプロバイダに対する著作権侵害サイト削除の要求（③については「5. インターネットサービスプロバイダに対する削除要求の手続の流れ」参照）を行うことが対処方法として考えられます。これらの対処方法は択一的ではなく、著作権者としては、被害を受けた場合、上記①～③の各方法を併せて活用することによって著作権侵害の阻止を行うべきといえます（次の図は、対処フローです）。

#### 【対処フロー】



## (1) 民事責任の追及

現行法制度下においては、著作権侵害者自身に対する民事責任追及が可能です。つまり、インターネット上の著作権侵害（複製及びアップロード）を行った者やウェブマスター（ウェブサイト制作等の統括責任者）を特定することができ、かつ、これらの者がタイ国内に所在する場合には、著作権者は、第Ⅱ章で説明された著作権侵害訴訟等の対応策を講じることにより、これらの者に対して責任追求をすることができます。

知的財産・国際貿易裁判所（IPIT）に対する民事訴訟を提起する場合の管轄及び準拠法に関する考え方を以下に示しておきます。

まず、タイを本拠とする企業によって管理運営されているウェブサイトがタイにおいて閲覧可能な状態にあるときには、著作物は、タイにおいて発行されたものと考えられます。このときは、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT）は、著作権侵害に対して責任のあるタイ企業に対し、タイ著作権法を適用することになります。

次に、タイを本拠とする企業によって管理運営されているウェブサイトが何らかの事情でタイにおいては閲覧できない場合でも、当該ウェブサイトがタイを本拠とするインターネットサービスプロバイダにより設営されている場合には、当該著作権侵害訴訟において知的財産・国際貿易裁判所（IPIT）は裁判管轄権を肯定するとともに、タイ著作権法を適用することになると考えられます。

また、タイを本拠とする企業によって管理運営されているウェブサイトがタイにおいて閲覧できず、かつ、当該ウェブサイトがタイを本拠とするインターネットサービスプロバイダによって運営されているわけでもない場合には、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT）は裁判管轄権を肯定すると思われませんが、適用法については著作物が発行された国又はインターネットサービスプロバイダが存在する国の法律を適用することになると考えられます。

なお、現在のところ、インターネット上の著作権侵害についての準拠法や裁判管轄権について定めた特別法はなく、判例もありません。

以上が民事責任の追及に関する考え方ですが、現実には侵害者の特定は困難であることが多いことから、上記対応策を実効的に講じることが必ずしも容易ではありません。

## (2) 刑事責任の追及－公的団体への強制捜査の要請

タイには、インターネット上での著作権侵害への対処に関連する組織として、



王立タイ警察のテクノロジー犯罪取締部（TCSD）及び経済犯罪取締部（ECD）があります。この点につき、著作権侵害に対する強制捜査をテクノロジー犯罪取締部（TCSD）や経済犯罪取締部（ECD）に要請することが考えられます。

著作権侵害行為に対する強制捜査は、これまでのところ、インターネット上の著作権侵害に対しては実行されることは多くはありませんが、ウェブサイトの管理運営がなされている物理的な場所を突き止めることが可能である場合には、当該場所に対して強制捜査を行うことができ、ウェブサイトの管理運営に使用されたパーソナルコンピュータ及び関連機器を差し押さえることが可能です。特に、インターネットサービスプロバイダのサーバーが、海賊版の投稿に関わるホストウェブサイトとして使用されていたような場合には、サーバーがテクノロジー犯罪取締部（TCSD）や経済犯罪取締部（ECD）によって証拠として差し押さえられています。2011年にも、サーバーに対する差し押さえが実際に何件か行われています<sup>13</sup>。

もっとも、これらの組織も、現在のところ、インターネット上の著作権侵害に対処するための十分な体制を備えているとはいえない状況にあります。

### （3） インターネット著作権侵害に対する自主的取組み

タイには、インターネット上の著作権侵害防止に取り組む私的団体（業界団体）としては、タイ・エンターテインメント・コンテンツ協会（TECA）、ビジネス・ソフトウェア・アライアンス（BSA）、タイ映画協会等があります。タイにおいてインターネット上の著作権侵害の被害を受けた場合、著作権を有する日本企業は、著作権侵害の防止に関わるこのような私的団体に相談することが考えられ、その結果、以下のような保護を受けることができる可能性があります（下記①のインターネットサービスプロバイダによる著作権侵害サイトの削除については、本章「4. インターネットサービスプロバイダによる著作権侵害サイト削除」をご参照下さい。

#### ① インターネットサービスプロバイダに対する著作権侵害サイト削除の働きかけ

著作権侵害サイト削除の働きかけは、公私団体によって行われています。これまでの実績の一例としては、次のものがあります。

2009年に、タイ国内の音楽やレコード産業の協会が、ウェブマスターとイン

<sup>13</sup> 2011年12月1日、経済犯罪取締部（ECD）捜査官へのインタビューによる。

ターネットサービスプロバイダに対して 749 の警告書を送付したところ、合計 645 件の著作権侵害サイトの削除を実現しました（削除率 86%）<sup>14</sup>。同じく、2008 年には 749 の警告書に基づき、合計 645 件の著作権侵害サイトの削除を実現しました（削除率 95%）<sup>15</sup>。

また、タイ・エンターテインメント・コンテンツ協会（TECA）では、2011 年の 1 月～10 月末までの間に 444 の要求に基づき、合計 318 件の著作権侵害サイト削除を実現しました（削除率 71.6%）<sup>16</sup>。ビジネス・ソフトウェア・アライアンス（BSA）も、不法ビジネスソフトウェアの配信サイトの削除要求を成功させています<sup>17</sup>。

以上のように、削除率はかなり高いものとなっています。もっとも、これらの削除はインターネットサービスプロバイダによる自発的なものであり、タイの法律によって命令されたものではありません。

## ②サイバー・ロッカーサイトからの同意取付け

上記公私団体の 1 つであるタイ・エンターテインメント・コンテンツ協会（TECA）が、いくつかのサイバー・ロッカーサイトから、著作権侵害物の交換に用いられる MP3 ファイルを受け入れないとの同意を取り付けることに成功しました（もっとも、ファイル名を簡単に変えることができるため、上記同意によって、MP3 ファイルの不存在が完全に保証されるものではありません。）<sup>18</sup>。

---

<sup>14</sup> 国際知的財産権連盟（IIPA）『2010 年版スペシャル 301 条報告書』325 頁。

<sup>15</sup> 同上。

<sup>16</sup> 2011 年 11 月 30 日タイ・エンターテインメント・コンテンツ協会（TECA）の取締役

<sup>17</sup> 国際知的財産権連盟（IIPA）『2010 年版スペシャル 301 条報告書』325 頁

<sup>18</sup> 国際知的財産権連盟（IIPA）『2010 年版スペシャル 301 条報告書』325 頁

#### 【ポイント】

- タイにおいて、インターネット上の著作権侵害被害を受けた場合、著作権者は、インターネット上の著作権侵害の防止に取り組む公私の団体へ相談することが考えられます。
- 上記の相談の結果、著作権者は、公私団体による働きかけを通じて、インターネットサービスプロバイダにより、著作権侵害サイトを自発的に削除してもらうことができる場合があります。
- ウェブサイトの管理運がなされている物理的な場所を突き止めることが可能な場合には、当該場所に対して著作権法に基づいて警察による強制捜査を実施してもらうことが可能な場合もあるので、警察へ相談してみるのもよいでしょう。

#### 4. インターネットサービスプロバイダによる著作権侵害サイト削除

インターネットサービスプロバイダによる著作権侵害サイト削除について教えてください。

##### (1) インターネットサービスプロバイダによる著作権侵害サイト削除の性質

タイの現行法制度上、インターネットサービスプロバイダは、インターネット上の著作権侵害について自らが法的責任を負うものではありません（本章「2. インターネット上の著作権侵害に対応するための法制度」をご参照ください）。したがって、インターネットサービスプロバイダによる著作権侵害サイトの削除は、著作権者に対する自発的協力として行われるものです。

##### (2) インターネットサービスプロバイダによる著作権侵害サイト削除に対する評価

著作権侵害サイトの削除は、著作権侵害停止を実現するための実効的な救済手段です。

一方で、インターネットサービスプロバイダが行う著作権侵害サイトの削除については、現在のところ、削除要件や手続等について法的整備がなされないまま

行われています。このため、対象サイトが真実著作権を侵害しているのか否かが不明確な状況の下で削除が行われているといった問題があり得る事態となっています（仮に著作権侵害がないサイトを無断で削除した場合には、インターネットサービスプロバイダは、削除行為について少なくとも契約違反の責任を負うことになると考えられます。）。そこで、インターネットサービスプロバイダによるサイト削除に関する法的手続を整備することが望まれています。なお、これまでのところ、削除行為の適法性を巡って大きな紛争に発展したケースはないようであり<sup>19</sup>、裁判所がこの点について未だ実質的判断を行っていない状況にあります。

インターネットサービスプロバイダは、著作権侵害サイト削除の他に、著作権者側に対して侵害者情報の開示等の協力を行っていますか。

インターネットサービスプロバイダは、著作権者に対する協力行為として、著作権侵害サイトの削除以上のことは通常行っておらず、インターネットサービスプロバイダから著作権侵害者を特定するための IP アドレスや名前を入手することはできません。インターネットサービスプロバイダは、通常、ウェブマスターの名前を明らかにすることも拒否します。

また、王立タイ警察に依頼して著作権侵害者を特定するための IP アドレスや名前を入手することも実務上困難です。王立タイ警察は、上記の各情報をインターネットサービスプロバイダから入手するために裁判所の令状を得る手続を取る傾向にはありません。

---

<sup>19</sup> 2013年1月、調査協力先の Price Sanond Prabhas & Wynne (Bangkok, Thailand) 及びタイ・エンターテインメント・コンテンツ協会 (TECA) に当該紛争事例の有無に関して質問したところ、いずれも「無い」という回答であった。

## 5. インターネットサービスプロバイダに対する削除要求の手続の流れ

著作権者が、インターネットサービスプロバイダに対して、自己の著作権を侵害するサイトの削除要求を行うに際し、実務上どのような手続をとればよいのかについて教えてください。

### (1) 手続の流れ

既に述べたとおり、インターネットサービスプロバイダによる著作権侵害サイト削除は自発的協力によるものですが、実務上、著作権者が削除要求を行う際にとるべき手続の流れは概ね以下のようなものになります。

著作権者は、インターネットサービスプロバイダに対して要求書を送付します。要求書には、次の内容を含めることになります

- ・ 著作権侵害対象物について、請求者が当該対象物に係る著作権を有する根拠の説明
- ・ インターネットサービスプロバイダに対して著作権侵害サイトの削除を要求する旨の記載

### (2) 請求者が正当な著作権者であることの証拠

著作権侵害対象物について、請求者が当該対象物に係る著作権を有する根拠を裏付ける証拠として、次のようなものが使用できます。

- ① 知的財産庁（DIP）が発行する著作権登録書の写し
- ② 著作権者が知的財産庁（DIP）に著作権登録していない場合は、以下の各書類
  - ・ 他国当局によって発行された著作権登録書の写し
  - ・ 請求者が著作権者であることを宣言した裁判所の決定
  - ・ 背景調査、ドラフト、ラフ・スケッチ等の、著作物に係る表現を創作する過程で請求者が種々作成した関連書類

知的財産庁（DIP）が発行する著作権登録書とは、どのようなものですか。インターネットサービスプロバイダへのサイト削除の要求に際して著作権登録書の送付は不可欠でしょうか。

知的財産庁（DIP）が発行する著作権登録書は、著作権者であることを推定する機能があります（もともと、著作権登録によって、著作権の存在・帰属が完全に証明されるわけではありません。）。

したがって、インターネットサービスプロバイダに対する著作権侵害サイト削除要求の際、請求者が著作権者であることの証拠として用いることができます。他方で、著作権登録書の証拠送付が不可欠ではありません。あくまで、インターネットサービスプロバイダに対して自己が著作権者であることを説明するための材料としての位置付けを有するものとして理解すべきです。

なお、著作権登録書は、実務上、著作権侵害事案を刑事事件として警察当局によって立件してもらい、或いは、著作権者自らが民事訴訟を提起する場合には必要とされています。この登録書の入手方法については、第IV章「7. 著作権の登録制度」をご参照ください。

## 6. 今後に向けての取り組み

タイでは、インターネット上の著作権侵害を取り締まる制度を改善するために、どのような取組みがなされていますか。

これまでにみてきたとおり、タイにおけるインターネット上の著作権侵害に対する法制度は必ずしも十分なものではありません。タイ政府に対しては、諸外国からも、侵害に対処するための充実した法制度改善が求められています。例えば、インターネットサービスプロバイダの行う著作権侵害サイト削除を法制度化することや、テクノロジー犯罪取締部（TCSD）の体制強化等が挙げられます。このような中、現在のところ、以下のような法律案・改正案が策定されています。

### （1） 著作権法改正案

改正法案は、WIPO 著作権条約（WCT）、WIPO 実演・レコード条約（WPPT）の要

求する著作権保護水準に沿う内容を盛り込んでいます。すなわち、インターネットサービスプロバイダの責任を規定する条項、著作権者による技術的保護手段を回避する行為を規制するための条項等が改正法案に盛り込まれています。この法案は、現在、国会への提出を待つ段階にあります。

## (2) 地主／家主責任法案

この法律案は、土地所有者が、自己の所有する土地等について、違法かつ著作権侵害品を頒布するために使用されることを知り、又は知る根拠を有しながら、当該土地等を賃貸する場合に刑事責任を負う旨を規定するものです。ここで、「地主／家主」(Landlord)の定義の中に、インターネットサービスプロバイダをも含めることが法案に規定されています。すなわち、オンライン上で著作権侵害物を頒布するためのバーチャル空間を著作権侵害行為者のために提供している行為を規律するものです。

## (3) コンピュータ犯罪法改正案

この改正法案は、著作権侵害行為をコンピュータ犯罪法上の犯罪とする旨を定めています。かかる改正法規定によれば、公務員が、裁判所に対する申立てによってウェブサイトのブロックを行うことができる手続が可能となります。